

2026 年度安全保障技術研究推進制度の公募批判 —全ての研究者に応募しないよう呼びかけます—

井原 聰 (東北大学名誉教授)

1. ストップ軍事研究！

公募期間 2026 年 3 月 13 日(金)～5 月 20 日(水)正午(12:00)として今年も公募が始まった。今年の「公募要領」はのちに触れるいくつかの点を除いて完璧に前年度と同じである。そこで、まずこの制度が防衛装備開発研究（軍事研究）であることを指摘し注意を喚起することから始めたい。

1) 日本学術会議はこの制度を軍事研究としている！

防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度であっても「民生用研究」だからよいとするものではなく、委託事業も補助事業も軍事研究である。日本学術会議が今日の科学技術は軍民両用を区別しがたいとして、デュアルユース研究をセーブすべきではないとし、あたかも、だからこの制度への参画は可とするかのようなマスコミ報道が流されたことがあった。大学によってはこれを学術会議のゴーサインと誤解した向きもあったようであるがそれは誤りである。

日本学術会議は「2017 年声明」と同時に『報告 軍事的安全保障研究について』（2017 年 4 月）という報告を出している。そこでは「軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア）軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ）研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ）研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である」と述べており、研究資金の出所が軍事関連機関の場合は軍

事的安全保障研究（軍事研究）に含まれるとしている。学術会議の声明等を遵守、尊重しているとしつつも、「しかし、次の場合は許される」として応募を許可する大学があるが、大学関係者はこのことを見落としていないだろうか。応募を考えている研究者や大学人に熟読してもらいたい文献である。

2) 「公募要領」の「基礎研究」の意味

「基礎研究」だから認めたとした大学も少なくない。その「基礎研究」には Pure Basic Science としての「基礎研究」分野とは別に、応用を主とする「目的基礎研究」という分野もある。防衛装備庁のこの制度は『公募要領 別紙 1』にもあるとおり「防衛装備開発をめざす研究テーマを提起し、それに合わせて研究者が研究課題を設定するもの」で、いわゆる「目的基礎研究」(mission-oriented basic research; Use-inspired basic research) というものにあたる。研究者が自由に発想して研究を展開する Pure な研究とはことなりこの制度は防衛装備庁の課題（国家防衛戦略の課題）解決が目的で「基礎研究」と書かれていても、「目的基礎研究」であり、れっきとした防衛装備開発であることを見落としてはならない。

3) 防衛装備開発＝軍事研究！

「公募要領」に「防衛装備品そのものや、防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではありません」とはあるが、その「結語」では「防

目次

p.1 井原 聰 2026 年度安全保障技術研究推進制度の公募批判

p.4 山崎正勝 防衛装備庁研究費と東京科学大学の対応

p.6 村瀬俊幸 地元大学の「安全保障技術研究推進制度」への応募解禁に

衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募するものです」（「公募要領 結語」43頁）とはっきり防衛分野の研究開発に資することが期待されている。また、「公募要領 別紙」には「防衛装備庁として、防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できると考えて設定した研究テーマではありません」（「令和8年度公募に係る研究テーマについて」（「公募要領」別紙1、1頁）とあり、明確に防衛装備研究開発つまり軍事利用を前提にしている。したがって、デュアルユースを前面に押し出し民生利用を強調するが、軍事利用隠しなのである。

なお、毎年行われる府省庁の『行政レビューシート』の防衛省におけるこの制度の『点検・改善結果』の項にこの制度の必要性として「科学技術の急速な進展により、防衛技術に適用可能な新しい技術や概念が様々な領域で生み出されている。また、民生技術と防衛技術の境目が曖昧になっており、防衛装備に適用可能な技術領域が広がっている。このように防衛技術を取り巻く環境は大きく変化しており、我が国としても将来の防衛装備品の能力を飛躍的に向上させる可能性が見積もられる技術であるものの、成熟度が低い、あるいはリスクが高い等の理由により、これまで直接投資が困難だった研究分野へ資金提供を行い、当該技術を積極的に育成するとともに防衛装備品への適用が期待できる最先端技術を早期に見出すため、外部研究者の独創的・革新的なアイデア及び技術の発掘を進めることが必要になる。そのため、防衛省において本制度を設立することで、上記の環境変化に対応し、優れた技術を効果的・効率的に取り込む必要がある」（『2015年 行政レビューシート』）とあり、安全保障技術研究推進制度の開始当初から防衛装備品開発に狙いがあり推進せよとの方針だったことにも注意し、軍事研究にストップをかけなければならない。

2. 「公募要領」やその別紙、研究テーマの説明を熟読すべし

研究を採択された11大学に対して行った公開質問状の結果を軍学共同反対連絡会は3月13日に記者会見で発表した（詳細は前号参照）。11大学に日本学術会議声明をどう受け止めるかという質問をしたが、回答のあった9校のうち6校までが遵守・尊重、趣旨を重んじる、賛同すると表明した。また民生研究、民生目的だから応募したとした大学が7校もあった。複数回答ではさらに「明

白な基礎研究だから」が5校、「研究の自由、発表の自由、成果の活用、透明性、当局の介入がないことが確認できたから」が3校であった。いずれも根拠となるのは「公募要領」にある「防衛装備品そのものや、防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではありません」「基礎研究です」「研究の自由、発表の自由を認める」という文言にとどまっていたのではないと思われる。せめて上述で触れた「公募要領」の「結語」まで、また「別紙」くらいまではチェックをすべきと考える。政府みずからが防衛装備開発だといっているわけで、各大学の関係者に強くこの点を申し入れたい。

3. ストップ医学領域の軍事研究！

－新設テーマ(23)「医療・医工学に関する基礎研究」－

これまでそれぞれの研究テーマは適宜差し替えられたり、新しく加えられたりしても、2024年度の説明資料のように過去にもテーマの見直しが表示されたことはあるが、「公募ページ」や「公募要領」の中で「新設テーマ」と紹介されたことはない。ところが、今年度の防衛装備庁の「公募ページ」および「公募要領」本文に「新たに医療・医工学系の研究テーマを追加した」ことが明記された。「研究テーマ」はその時々により適宜提起されるものだと考えていたがそうではないようである。「新設」とされているので、これまでの研究テーマは固定的に「設置」されたものとなるのであろうか。それはともかく、特別の研究領域が「新設」されたと理解してよいのだろう。これまでの研究分野は自然系、工学系を主としていたこともあり、医学分野への大いなる呼びかけであろうことは想像に難くない。戦前における731部隊との関わりもあり医学分野の参入はそれ自体も問題となろう。ここで「新設テーマ」をアピールするのは、その抵抗をはねのけるアピールなのかもしれない。

別紙1の「研究テーマ」の説明をしてみる。まずキーワードを見ると「外傷評価、A1診断支援、遠隔医療、モバイル手術環境、可搬型生命維持装置、止血、輸血、人工臓器、義肢、生体適合性表面処理、バイオアプリケーション、組織工学、免疫寛容誘導、抗菌薬耐性」とある。「医学」というより、救命や災害対応として提示しやすいキーワードが多く並んでいる。研究の目的が例示されているので以下に引用しておく。

・屋外環境に常在する細菌に有効な、既存の抗生

物質とは異なる作用機序を有する原薬シーズの探索・基礎検証

- ・鋭的及び鈍的外傷、外傷性脳症、PTSD 等の機序解明

- ・救急医療の迅速化・高度化に資する技術

- ・有事、災害時等に適した長期保存可能な人工血液

- ・人工臓器にかかる細胞・組織工学および医療デバイス

- ・AI 義肢、筋電義肢、視力回復、骨再生

- ・病原体のフィールド検査技術、AI 等を用いた感染症のビックデータ分析

- ・長期搬送又は搬送困難時における可搬型生命維持装置の小型化・自動化・長期

これらはデュアルなだけにそのまま、戦時における兵士の支援に結び付いていると言ってよい。

これまでの研究テーマの中にはセンサー技術を中心に、医療・医工学分野が点在していたが、この「新設」を足掛かりに、これからは、医学分野を本格的に囲い込む狙いがあるとみてよい。医学・医療・医工学分野の研究者にこの制度への応募をストップすることを強く呼びかけたい。

4. 小さく生んで、ひたすらめだたぬよう、しかし…大きく育てた？

この制度が設置されて今年で 12 年目になる。この間、春の公募と夏の終わりの採択結果発表及びその研究内容に注目してきた。

昨年度の応募件数は大学 123 件、国交研 83 件、企業 134 件、合計 340 件（前年度 58 件）と急増し、大学などは例年の 10 倍を超えた。

予算額（契約ベース）では、2015 年度 3 億円、2016 年度 6 億円から始まり、2017 年度に 110 億円へ急増した後、2018～2022 年度は 95～101 億円台で推移し、2023 年度以降は 112 億円、2024 年度 104 億円、2025 年度 114 億円であったが、今年度（2026 年度）予算では 129 億円と過去最大の予算規模となった。

制度としては、2017 年度からは代表・分担制が取り入れられ、2021 年度からは SBIR 制度（中小企業技術革新制度）が利用できるようになりスタートアップ企業の応募も増え、2025 年度からは委託事業に加えて補助事業制度が導入され科研費のような手軽さからか上述したように応募者が急増した。

日本学術会議や大学と防衛装備庁との緊張関係からか、「公募要領」の手直しも度々なされてきた

とみられる。当初は「技術基礎」「基礎研究」などがパラパラとついていたが 2019 年度からはすべての研究テーマの末尾に「基礎研究」という用語が付されて、今日に至っている。明らかに大学の参加を呼び込むことが狙いであったと見てよい。採択された大学の応募理由に「基礎研究だからよいと判断した」とする大学が少なくなかった。

また「公募要領」には当初から『防衛分野での将来における研究開発に資する』という断りが書かれていたが、2019 年度および 2020 年度の「別紙 1」前文では、単に当該年度の研究テーマ件数を示して公募する形式にとどまっていたのに対し、2021 年度「別紙 1」では、すでにふれたように「防衛装備庁として、防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できると考えて設定した研究テーマ」だと明記した。

小さく生んで、とうとう防衛装備開発だと明言するまでに大きく育ててしまった。それにも関わらず、今や多くの研究者が応募に「殺到」している。

5. 一省庁の事業が国家事業に昇格？

—第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に編み込まれた本制度—

5 年ごとに計画される基本計画も 6 期目を終了し第 7 期基本計画が 3 月 27 日閣議決定された。これまで安全保障の問題が話題になっても、また安全保障技術研究推進制度が設置された後の 5 期、6 期基本計画でも、「安全保障と科学技術」が記述されることはなかった。しかし、第 7 期基本計画（2026.3.27 閣議決定）では「第 4 章 科学技術と国家安全保障との有機的連携」という章が設けられた。第 7 期基本計画についての検討は別の機会に論じたいが、この章の一部だけを指摘しておく。

ここでは「科学技術・イノベーション政策と国家安全保障政策との連携を強化するべく、CSTI と関係機関（内閣官房国家安全保障局、外務省、防衛省等）との連携を強化する」とまず学術研究体制と深いかわりを持つ CSTI が安全保障上の組織と連携を強化するという。そして「防衛省の実施する基礎研究等について、研究者が躊躇なく参画できるように、関係府省庁が協力して関係組織との対話を進め、周知・理解増進に取り組む」という。要するに安全保障技術研究推進制度に研究者が躊躇することなく応募できるよう関係府省庁が協力せよという。一省庁の委託事業等が国家計画に「昇格」したと見てよい。この一文は今後大学

にのしかかってくることになるだろう

また、「官民の高い技術力を幅広くかつ積極的に安全保障に活用する政府横断的な取組を含め、国家安全保障戦略（2022年12月16日、国家安全保障会議決定及び閣議決定）を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、安全保障の確保に資する技術の研究開発及び社会実装を推進する」という。ここまでくると科学技術は人類の平和と福祉を実現する公共財としてではなく、国家の資源、政府の政策的道具立てであり、科学技術政策ではなく経済政策という代物となったと言ってよい。

なお防衛装備庁には防衛イノベーション科学技術研究所が2024年設置され、本制度の担当部署となった。本制度に採択された研究が研究所の管理下におかれるとき自由な研究活動が保障されるのか懸念が残る。

私たちは、このような制度を廃止し、大学への運営費交付金の急増額、課題指定のない科研費予算の倍増を強く求め、このような資金に群がらなくてもよい体制こそ、研究力アップにつながることを確信し、豊かな科学技術の発展を望むものである。

【3月13日記者会見での発言から 1】

防衛装備庁研究費と東京科学大学の対応

山崎正勝 東京工業大学（現 東京科学大学）名誉教授

2015年に開始された防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に対して、東京工業大学から初年度に1件の応募があったが、翌年の2016年度からは研究副学長に申請について一任することが役員会で決まり、検討が続けられた。その間、2017年7月に日本パグウォッシュ会議は、学内でシンポジウム「先端／防衛技術と大学」を行い、同年3月の学術会議声明の具体化を目指した。2019年2月に役員会で、「軍事的安全保障に関する基本方針」が決まり、「国内外の軍事や防衛を所掌する公的機関からの資金提供に基づく研究は実施しない」とされた^{註1}。このため、その後、防衛装備庁の研究費に申請することはなかった。2024年10月に東工大は東京医科歯科大学と合併されて東京科学大学となったが、合併後も、大竹尚登理事長に直接確認したところでは、上記基本方針は継続

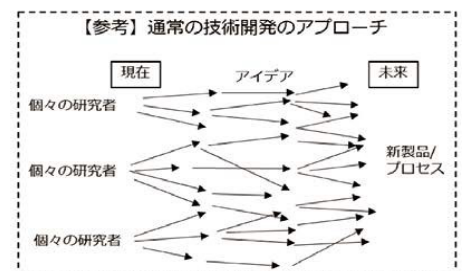
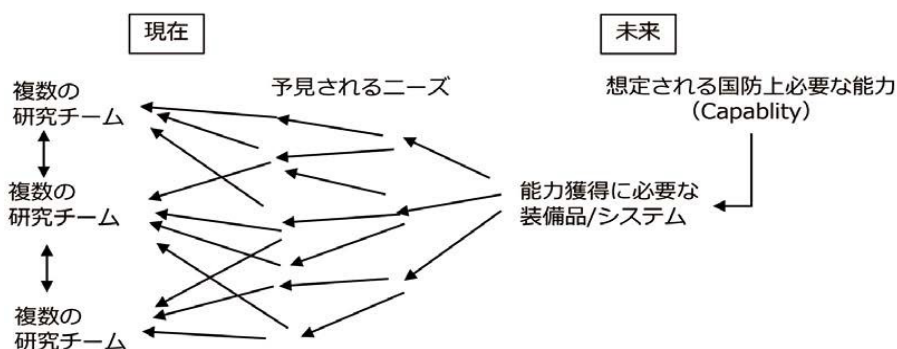
することとされた。

しかし、2025年度には、「異種デバイスシステムをハイブリッド統合したテラヘルツセンサ」など5件が申請され承認された^{註2}。この点について私から再度、理事長にただしたところ、基本方針（1）の「ただし書き」にある、補助金によるものであったので、慎重に検討の上、申請したとのことであった。軍学共同反対連絡会に宛てた今回の東京科学大学の回答もこの線に沿ったものになっている。

ここで問題になるのは、研究目的が明示された委託研究は軍事研究だが、補助金による基礎研究はそうではないという認識である。2025年に申請があったかなりの大学が、東京科学大学のような見解を持っていたようである。

この問題を考える前に考慮すべき前提を見てお

「エンドゲーム」アプローチ



きたい。その一つは「エンドゲーム」アプローチと呼ばれる資金の出し方である。これは米国の国防総省研究計画局（DARPA）が行っている方式で、「結果の方から基礎研究を絡めとる研究の推進のやり方」になっているので、最初は基礎研究であっても最後には資金元の意向に沿うしかなくなる^{註4}。

もう一つの問題は、「デュアル・ユース」技術の理解に関してである。この言葉は、1990年代のクリントン米国大統領時代に生まれたもので、冷戦終結後の米国で、限られた国防予算を、コンピューターなどで進んだ民間技術を使い、国防技術を強化するという政策が展開された^{註5}。昨年の2025年の日本科学史学会年会で行われたシンポジウムでも、「デュアル・ユース技術」は歴史貫通的なものではなく、1980年代後半のアメリカで始まった考え方であったことが結論されている。

さて、補助金による基礎研究は軍事研究なのか、どうかという問題に戻ると、防衛装備庁の研究費が、厳格に「エンドゲーム」アプローチになっているかは不明だが、基礎研究の成果が資金元の意向に沿えば、いずれかは目的が軍事利用につながる委託研究に「格上げ」されるだろう（「エンドゲーム」アプローチの図で、矢印が一つ右に移行）。その時大学側は「ノー」といえるだろうか。「ノー」といわずなければ、軍事研究となる。

また、反対に基礎研究の結果が、意向に沿わなければ、今度は防衛装備庁の資金の正当性が疑われることになる。東工大でも、2019年の役員会決定が出るときに防衛装備庁を訪れた際、装備庁側からの発言として、財務省から基礎研究なら文部科学省がすでに行っているのではないかという意見があったと聞いている。基礎研究の成果がどのようなものになるかについては、不確定要素が避けられないので、防衛装備庁がさらに補助金の割合を増やしていけば、防衛目的にそぐわない結果の数が増えていくに違いない。

問題は、「デュアル・ユース」技術論を巧みに使いながら、大学に補助金による軍事的基礎研究を迫る防衛装備庁の体制にある^{註6}。基礎研究は文部科学省扱いとして、運営交付金の削減を止め、科研費を増額するのが、駆け引きのない明朗な研究支援体制であり、研究者、大学が真に求めるものではないだろうか。（3月13日の記者会見時の発言をもとに修正加筆）

註

¹<https://www.titech.ac.jp/0/pdf/82-guniji->

[54d7wbr.pdf](https://www.mod.go.jp/atla/funding/kadai/r54d7wbr.pdf)（2026年3月29日閲覧）

²<https://www.mod.go.jp/atla/funding/kadai/r07kadai.pdf>（2026年3月29日閲覧）

³<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2022/SP/CRDS-FY2022-SP-01.pdf>（2026年3月29日閲覧）

⁴千葉紀和「虚飾の防衛イノベーション下」『地平』2026年1月号142-150頁。

⁵「両用技術を通じてアメリカの軍事的優位を維持する」『海外科学技術政策』第6巻第6号5-46頁。1995年の原文は、以下を参照。

<https://apps.dtic.mil/sti/tr/pdf/ADA286779.pdf>（2026年3月29日閲覧）

⁶「デュアル・ユース」は、冷戦終結後の米国で生まれたものであるが、それがなぜ日本で声高に叫ばれるのだろうか。平和憲法の下で、大きな軍事産業を持たなかった日本では、防衛軍事技術の育成には民間の技術に頼らざるを得ない。そこが当時の米国の事情と似ている。しかし、日本の場合は、軍事研究を懸念する研究者に対して、技術は「デュアル・ユース」なのだから、平和的研究にも通じるなどの言い回しで研究者を説得する手段にこの議論が使われている。その意味で、極めて危険で悪質なイデオロギーになっている。

【註1の資料】

軍事的安全保障研究に関する基本方針

2019年2月8日 役員会決定

東京工業大学（以下「本学」という。）は、130有余年前の建学以来、学術界、産業界、官界等幅広い分野に有為な人材を輩出しています。また、常に世界をリードする最先端の学術研究や、時代に即した産学連携等に積極的に取り組むことにより、国内外の研究者のみならず、社会からの高い信頼と評価を得ています。

本学では終戦直後の1945年9月以降、当時学長であった和田小六が集めた会議において、戦争中の本学の姿勢を反省するとともに、旧来の立場を捨て、自主的な改革として理想的な工業大学の建設に邁進するための議論が重ねられました。その結果として翌1946年2月1日、本学は「東京工業大学刷新要綱」（以下「刷新要綱」という。）を策定しました。この刷新要綱には、「我国に於ける最高教育機関の一翼を担当する我々は過去の自己に対して鋭い批判を加えると共に将来の建設に対して深い洞察を加え、その結果に基づいて平和日本の建設に寄与し人類の福祉に貢献」する旨が謳われております。この刷新要綱を踏まえて実施され

た教育研究改革においては、教養教育の重視など、歴史や社会に対する深い洞察力と高い倫理性を備え、自ら考え判断することのできる人材養成が目指されました。この刷新要綱の精神は、いわゆる本学の「平成の改革」をはじめ、戦後70有余年が経過した現在においても引き継がれており、今後も揺らぐことはありません。

こうした教育研究にかかる基本方針を有する本学の構成員には、自らの研究内容や成果の社会へのインパクトについて適切に判断することが期待されていますが、その際の判断指標として、軍事的安全保障研究に関しては、以下のとおり対応することとします。

(1) 国内外の軍事や防衛を所掌する公的機関か

らの資金提供に基づく研究は実施しない。

ただし、委託による研究ではなく補助金(※)等により実施する研究で、かつ、別に定める審査委員会において、研究内容が明白な基礎研究、又は応用研究であっても明白に民生目的であること、並びに研究の自由及び研究成果の公開が将来にわたって確実に担保されることが認められた場合については、その限りではない。

※「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係政省令が適用される資金を指す。

(2) 研究経費の出所によらず、研究成果が軍事的に利用される可能性が極めて高いと考えられる研究は、審査委員会においてその実施の是非を決定する。以上

【3月13日記者会見での発言から 2】

地元大学の「安全保障技術研究推進制度」への応募解禁に

学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会 共同代表 村瀬俊幸

信州大学（以下信大）の防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への応募解禁について、市民の視点からこれまでの経緯を報告します。軍学共同反対連絡会が3月13日に参議院議員会館で行った記者会見で、共同代表の赤井純治新潟大学名誉教授が挨拶で述べられた言葉が印象に残っています。これまでの10年間の会の活動を振り返って、「今、日本と世界の動きで、1つ大きくフェイズが変わった」という認識です。そこを見誤り軍学共同反対の広がりを作ることができなかった場合の近未来を想像して欲しいという呼びかけがありました。私たち市民は何をしたらいいのか、いくつか提案もありました。市民運動の課題として戦争の実相をもっと知ることが強調されていました。私たち市民こそ無関心であってはならないし、この問題提起をさらに広く共有していかなければならないと考えています。

「学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会」（以下略称：信州市民の会）は、2025年政府が日本学術会議を法人化するため「日本学術会議法案」を閣議決定したことによって、全国で法案への反対表明がなされたなか法案の廃案をめざす活動を長野県内で行うこと、(2020年に日本学術会議新会員6名任命拒否の撤回なども含む)

を目的として結成されました。県内に広く参加を呼びかけ、会を周知するため記者会見を行いました。6月4日衆議院議員会館前であった抗議の座り込みへの派遣や、松本駅前では抗議集会を開催しました。「日本学術会議『特殊法人化』法案に反対する学者・市民の会」や「大学フォーラム」の活動に賛同し参加しました。

同法案は6月11日に成立しましたが、その後も日本学術会議はじめ日弁連など関係団体がこの問題について開催したシンポジウムなどから情報収集し、特に防衛装備庁の防衛科学技術委員会（DSTB）の設置については強い関心を持って活動してきました。

10月16日松本市政記者クラブ室にて記者会見を行い、軍事研究を大学に持ち込まないことに関する要望者を長野県内すべての大学・短期大学学長宛てに発送しました。

この取り組みは《軍事研究に反対する各地の取り組み》として軍学共同反対連絡会の News Letter 107号で大阪の取り組みとともに取り上げていただきました。上記の「軍事研究を大学に持ち込まないことに関する要望書」全文は News Letter107号に掲載されています。

オンライン例会を立ち上げ防衛省「防衛科学技術委員会」第1回会合配布資料の検討をしました。

学者科学者の戦争加担を学ぶ目的で長野県の駒ヶ根市登戸研究平和資料館視察し（筆者は同研究所ガイドとして活動し、学者科学者及び医師の戦争加担と倫理、沖縄戦を捨て石にして信州伊那谷で準備されていた本土決戦に強い関心を持っています）、映画「医の倫理と戦争」の視聴など実施しながら意見交換を重ねてきました。

その中で、12月12日に地元紙信濃毎日新聞の報道を目にしました。記事には信州大学が軍事技術応用可能な研究を支援する防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への応募を解禁する方針を決めたこととありました。「その背景には2004年度の国立大学法人化以降の厳しい財政運営があり、2017年に研究成果が軍事目的に転用される懸念から応募しないとした決定を今回破棄したこと」。「その方針転換にあたって各学部の教員から意見徴収した後、教育研究評議会で承認したこと」。「信大執行部は『科学技術は軍民両用に利用可能なデュアルユースである』という認識を根拠に、同制度への応募前に審査をする体制を設け軍事利用に限定される研究は行わないと学内には説明したこと」。「新聞取材には『個別の制度に関する学内の議論や検討状況、方針の詳細についてはコメントする予定はない。研究の自由と法令順守を両立させながら、適切に対応している』と回答したこと」。「信大の教員には新たな外部資金を期待する声と方針転換に慎重な意見が根強くあること。また学内の審査制度が正しく機能するかは疑問とする声もあったこと」。「軍事研究に利用された場合研究者の責任が問われるとの指摘や、研究費については地元企業や自治体との共同研究で獲得できるという声もあった」と報道してありました。また、同記事では『予算確保へ「麻薬」に手』『交付金減る中 利用拡大』『識者「国がカネで支配」』などの小見出しが目につきました。

この報道を受けて12月19日には、「信大軍事接近 元学長懸念」「研究応募解禁 慎重に」との見出しで元学長小川秋実氏と小宮山淳氏、元農学部長野口俊邦氏の記者会見が報じられました。また長野反核医療者の会、日本科学者会議長野支部幹事会、長野県の平和委員会、労組会議、高教組、ピースアクション佐久、憲法会議、護憲連合など各団体から抗議文や見直しを求める声広がっていきました。

12月22日には大学が「安全保障技術研究推進制度」解禁方針を決めたことについて、学内で学

生が抗議のイベントを開いたと続報がありました。学生たちは「大学の方針を問い合わせようと広報室を訪ねたが、回答がないままだ」と取材に答えていました。このイベントを見つめていた学生からも「学生に周知されていないことが問題」という声があったと紹介されていました。

また、信大生5人とその卒業生3人で「軍事研究参加の撤回を求める信州大学学生・卒業生有志の会」（以下、信大学生・卒業生有志の会）が結成され、応募解禁の賛否や学生の意見を聞かずに決めたことへの意見などを問うアンケートが始まりました。アンケート結果は要請文と共に学長に提出する計画でした。また、オンライン署名サイト「Change.org」で応募撤回を求める署名も始まりました。メンバーからは「研究成果の平和利用と軍事利用の境界線が曖昧になり、知らずのうちに軍事研究に従事してしまう」「戦時中、中国人捕虜らに人体実験などをした旧日本軍の関東軍防疫給水部（731部隊）のように、戦争では誰かの人権を侵害することに科学が使われてしまう」「幼少期に近所のお年寄りから満蒙開拓団の悲惨さについて話を聞き、国策に反対できず犠牲になった住民の歴史を考えると、大学の方針も一部の人で決めるのではなく学生がどう思うのか議論する環境が必要」の声が寄せられました。

こうしてこの問題で地域の関心が広がりを見せるなか、年末押し迫った26日、「信州市民の会」も短期間で実施した緊急署名活動の総括を踏まえ記者会見を開きました。県内外66団体453名の賛同を得て「信州大学に抜本的再検討を求める要望書」を発表し、「信州市民の会」を代表して板垣雄三東京大学名誉教授は「米国の原爆開発の歴史を教訓に学び、研究者を軍事に加担させてはいけない」と述べ、共同代表の毛利正道弁護士は「軍事優先のシステムに信州大学が巻き込まれることは信州人自身の問題として捉えるべきだ」と市民へ呼びかけました。年が明けて4日には、その後さらに集まった賛同も加え609名の署名を添え信州大学学長宛に要望書を送りました。

（「信州大学に抜本的再検討を求める要望書」と「県民、地球上の全ての市民の皆さんへの声明」全文はNews Letter108号に掲載されていますのでお読みください。）

信大学生・卒業生有志の会から「平和のための科学と地域社会に貢献する大学を、軍事研究に参加させないという強い声を可視化していきましょ

う」「この運動をより強力に広げ共同行動で方針撤回を迫っていくために、幅広い関係者による戦略会議をオンラインで行いたい」呼びかけがあり、年明けから大学関係者、市民運動関係者が集まり大学の現状を共有していくこととなりました。

その数日後、信大中村宗一郎学長が学生との会合で応募解禁に方針転換したことを正式に認めたと信濃毎日新聞が報道しました。解禁した理由は「同制度が研究の自由を担保し、成果の公表を制限していないことで科学研究費と変わらないこと」「研究には軍事にも民生にも利用できる両義性があること」「制度が基礎研究を対象にしていることを踏まえ学内でも審査を実施すること」「制度に応募する国立大学が増えてきている」「学生への説明がなかったことは全学部が対象の信大学生自治会が解散していて、学生側へ説明する機会や対象がなくなったことによる」「地域社会への説明には防衛省の方針に従って進めており、『何もやましいことはしていない』とも述べた」また「信濃毎日新聞の取材には「説明する義務はない」とのことでした。全く説得力のある説明にはなっていないと言えるものでした。

2月からは学生たちは学年末の試験や帰省に入り、オンライン会議の参加者も減ってきましたが、「信州市民の会」藤木義博共同代表がそこで知り合った学生を講師に招き、「飯山市市民のつどい」で多くの参加者が彼の熱い訴えに耳を傾けたということもありました。大学の問題を学生が地域で語る貴重な機会でした。

この原稿を書いているさなか、信大では昨年11月すでに防衛装備庁安全保障技術研究推進制度へ

の応募解禁にあたり審査体制を簡素化することが、教育研究評議会で承認されていたと信濃毎日新聞が取材と文書の公開請求により報道しました。全学組織の研究委員会での審査を削除してデュアルユース部会で審査し学長が決定するという変更とすれば、これまでの経過からしても学長始め一部教員のデュアルユースが責任逃れに使われてきた姿勢からして、簡素化は制度への積極的な応募に転じる懸念が大きいと危惧します。

大学の自治、学者科学者の倫理、戦争加担の過去などを学ぶことで、防衛装備庁の資金に手を出すことのもたらす意味を、今まで以上に深刻に受け止めています。これは戦争する国に進んでいくことの具体的な、そして中心的な動きそのものです。私たち市民社会は国や権力者のしたたかな、あるいは姑息な世論誘導と闘ってきた人たちの声にいま一度真摯に耳を傾け、自ら考え、行動する人を広げることが喫緊の課題です。

学者科学者、大学人・学生の皆様へ

多くの先人が培ってきた社会に開かれた大学の自治、倫理ある学問の自由に立ち戻り、学術の崇高な使命を全うして欲しい。それは未来に向けた新たな前進です。権力に妥協せず、いつか戦争や武力を人類が克服する世界のために崇高な学問を追求してください。それを支持する市民社会でありたい。

「信州市民の会」は地元の誇りである愛すべき信州大学のこの問題に、大きな関心を持ってこれからも活動していきます。学者と市民の共同で地域社会に声を広げていきます。

◆ 各大学に再質問書送付 4月末までの回答を求めます ◆

ニュースレター111号に掲載した各大学の回答は、質問に真摯に答えているとはいえません。そこで連絡会幹事会は、それぞれの回答にふまえた個別の再質問書を3月30日に送付しました。その結果と分析については5月に再度記者会見などを行い皆様にお知らせします。

日本学術会議の定期総会（4月9日・10日）のオンライン傍聴を

法人としての新たな学術会議に現学術会議の理念や制度を引きついでいくために、学術会議内で憲章や内規作成の取り組みが進んでいます。政権の介入を許さないためにもぜひ注視してください。

軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>
軍学共同反対連絡会事務局 メール pokojustice@gmail.com 小寺